

8. 長崎つきまち株

(1) 出資団体の概要

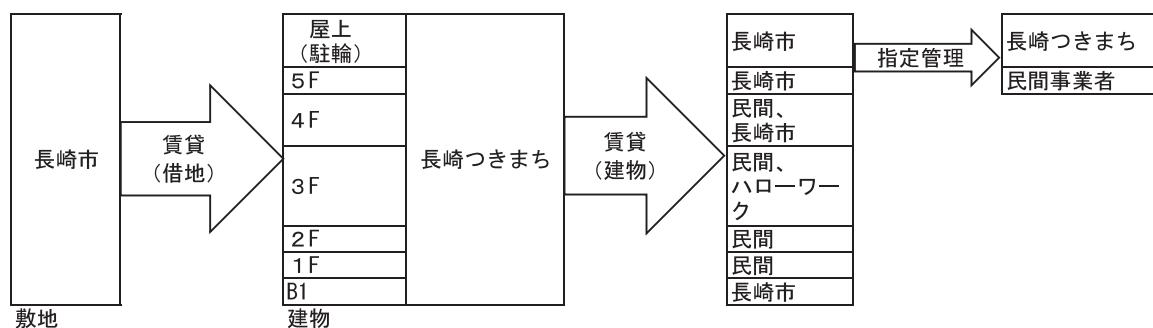
長崎つきまち株式会社（以下、長崎つきまちという）は、所有建物の不動産賃貸業を主な事業としている。

長崎つきまちの所有建物及び本社所在地には、もともと長崎市役所の築町別館があった。築町別館を取壊し、新たな建物を建築するにあたって築町の食に関する特徴にちなんだまちづくりを目指し長崎つきまちが設立され建物の所有者となった。

敷地は長崎市からの借地となっており、建物の各フロアを長崎市ないし長崎労働局（ハローワーク）、民間企業に賃貸している。さらに、屋上二輪駐輪場については長崎つきまちが指定管理者として指定されている。

長崎つきまちの主たる事業（収入）は、建物の賃料、共益費と指定管理料である。令和3年度の決算では以下の通りとなっている。

・不動産収入	15,129万円
・共益費収入	6,892万円
・駐車場収入	1,463万円
・駐輪場収入（指定管理料）	577万円



(2) 出資の経緯及び出資（出捐）金の状況

(単位：千円)

項目	内容
出資(出捐)金総額	400,000
うち市からの出資(出捐)金額	200,000
市の出資(出捐)割合	50%

概要にも記載した通り、もともと長崎市役所の別館を立替えるに際して設立された会社であり、行政主導での計画であったため長崎市が 50%の割合で出資している。

なお、地下 1 階はフロア全体を長崎市が借上げ、公設市場を運営している。

(3) 役員及び職員の状況

		令和元年度		令和2年度		令和3年度	
		取締役	監査役	取締役	監査役	取締役	監査役
役員数 (人)	市職員	1	0	1	0	1	0
	市OB	0	0	0	0	0	0
	その他	13	2	13	2	13	2
職員数 (人)	市職員		0		0		0
	市OB		0		0		0
	その他		3		3		3

取締役のうち 1 名が市の商工部長が選任されることとなっている。他の取締役、監査役は出資している株主企業からの推薦で選任しているが、出資割合と役員構成（数）はリンクしていない。

職員は 2 名でうち経理業務担当は銀行出身者を採用している。

代表取締役を含めた常勤の役職員はいずれも 60 代である。

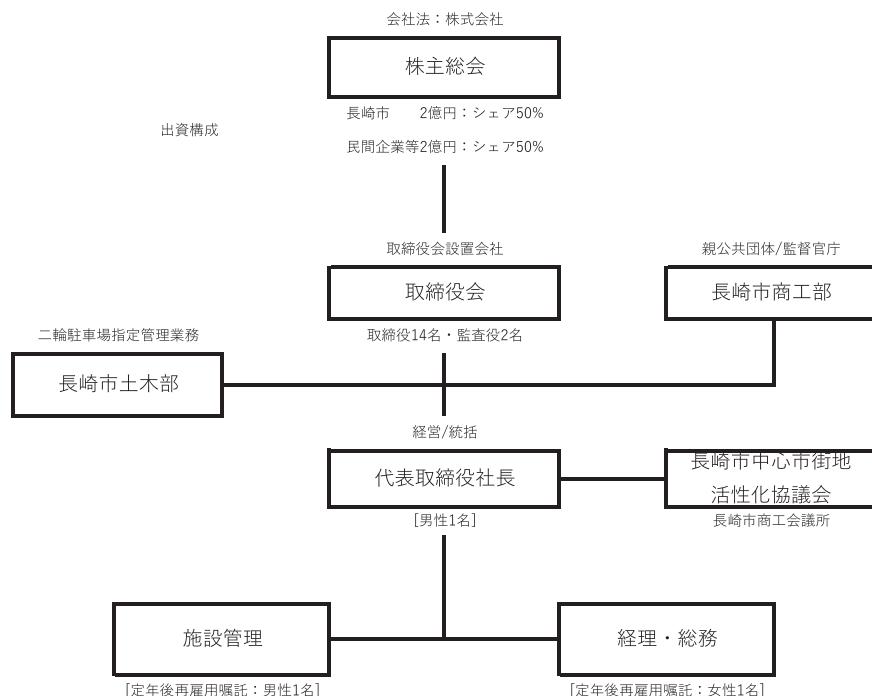
(4) 組織の状況

長崎つきまちの人員体制としては、以下の様になっている。

- ・取締役 14 名（うち常勤が代表取締役 1 名、監査役 2 名）
- ・従業員 2 名（いずれも再雇用嘱託職員）

(出典：長崎つきまち株式会社 組織図、人員推移より)

【組織図】



【人員推移】

年度	計	代表取締役社長	役付取締役	部長	社員	契約社員(嘱託)
H10年度			専務1名	1名		
H11年度 ↓	7名	非常勤 1名	専務1名 常務1名		1名	3名
H15年度			専務1名			4名
H16年度 ↓	6名					3名
H18年度 ↓	5名		専務1名			
H26年度 ↓		1名				無期雇用嘱託1名
H30年度 ↓	4名					3名 定年後再雇用嘱託2名
R2年度 ↓						3名 定年後再雇用嘱託3名
R3年度 ↓	3名					2名 R3年7月末1名退職。8月以降定年後再雇用嘱託2名

(5) 長崎市の管理・監督状況

令和3年度は取締役会が3回、株主総会が1回開催されている。なお、令和3年度については新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から書面決議としている（令和4年度はいずれも集合形式で開催している）。取締役会、株主総会に市職員が参加し資料等を確認している。

それに加え、毎月1回、収益についての報告を市の担当部局（商工部）に行っている。

(6) 平成24年長崎市外郭団体等経営検討委員会最終報告書への対応状況

（出典：行政体制整備室より）

提言
ビルの空き店舗の解消に努めること。
対応状況
令和3年5月末現在、空き店舗は解消されていた。 令和4年5月末現在、1階の2区画に空き店舗が生じていることから、その解消に向けた営業活動を行っている。
提言
賃料の算定については、平成24年2月を1つの区切りとして見直すこと。
対応状況
令和元年度に長崎つきまち株式会社が長崎市に地下1階のフロアを貸し付ける際の店舗部分の坪単価の引き下げを行っている。また、令和4年度は4階の消費者センターの賃料についても地下1階及び5階・6階と同水準に引き下げを行った。
提言
出資の減額を検討すること。
対応状況

令和3年度は令和2年度と比較して売上は回復したが、依然として新型コロナウィルス感染症の影響により厳しいものであった。令和3年度決算において約44万円の黒字を計上しているものの、平成30年度に実施した大規模改修や令和元年度の1階及び外構のリニューアルに伴う借入金の償還や今後、昇降機や機械式駐車場の更新等に要する費用を賄う必要があることから、依然として厳しい経営状況が続くと思料される。今後、長崎つきまち(株)の経営状況が改善されれば、株式の譲渡等を含めた検討を行うことができる。しかし、長崎つきまち(株)は、「メルカつきまち」の建設及び運営を担う機関として、長崎市が主導し、設立された経緯があり、民間会社等からの出資は長崎市の関与を前提に賛同した一面もあると考えられ、長崎市が出資比率を引き下げ、関与を見直すことについては、他出資者と十分に協議しながら検討を進めていくこととしている。

提言

公設市場については、検討委員会を設置するとともに、全市的な公平性の観点からも公設であるべきかどうか廃止を含めた大胆な検討を行うこと。

対応状況

新型コロナウィルス感染症の影響等により、厳しい経営の中、長崎市は公設市場（地下1階）の借主である一方で、長崎つきまち(株)の株主としての立場にもあることから、長崎つきまち(株)及び市場店舗事業者への影響を考慮しながら、関係者との協議を継続することとしている。

(7) 経理事務の管理体制

① 経理事務の概要

経理責任者（社長）及び経理担当者1名で経理事務を行っている。

経理責任者は、毎月末日をもって会計帳簿における仮勘定の整理及び損益の計算を行い、試算表を作成して月次の損益分析等を実施している。また、月次試算表については顧問税理士も毎月確認を行っている。

決算作業については、会計の締め作業を法人で行い、税金計算を顧問税理士が行っている。

② 現預金の管理体制

メルカつきまちの家賃等の収入については基本的に金融機関への振込み又は口座引き落としの方法により収納しているが、一部のテナントに関しては日次の売上金を法人が一時的に預かり（金庫保管）、翌日に法人口座に入金し、半月単位で家賃等を差し引いた金額を各テナント口座に振り込むという形で収納している（後述「(10)監査結果」参照）。なお、時間貸し駐車場及び駐輪場合め、金銭を直接収納する際は、領収書を発行することとしており、収入した金銭で銀行に預託出来るものは、遅滞なく銀行に預託する運用としている。

経費等の支出についても基本的に金融機関への振込み又は口座引き落としの方法により支払いを行っているが、少額経費の支払い等は金銭で直接支払う場合もある。なお、金銭を直接支払う際は、最終受取人の捺印のある領収書を受け取る（ただし、領収書の入手が困難なものについては経理責任者の承認のもと、銀行の発行する総合振込依頼書又は振込金受領書等の代用書類を以って領収書に代えることが出来る）運用としている。

上述のとおり、預金での収納・支払いがメインである一方、一部テナントの売上金の金庫保管や少額経費の支払いに備えた小口現金の保有等の現金管理も発生している。預金については毎月末日に預金通帳の写し又は当座勘定照合表により帳簿と照合し、現金については現金出納帳を作成し、現金が変動する度に更新し、経理責任者である社長に報告を行っている。

(8) 市との取引の状況

（単位：千円）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
指定管理料			
（二輪車等駐車場の運営）	644	1,422	1,461
その他			
（メルカつきまちの賃貸料）	122,966	122,966	122,966

二輪車等駐車場の運営に係る指定管理料について、修繕対応及び新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う経費増加を踏まえて令和2年度より指定管理料が増額されている。

メルカつきまちの賃貸料について、長崎市が賃借しているメルカつきまちの地下1階、4~6階、屋上に係る賃料の合計である。

(9) 出資団体の財務・経営状況

① 貸借対照表要約

(単位:千円)

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
流動資産	250,800	259,208	281,286
固定資産	794,075	770,990	729,185
その他投資資産	10	10	10
資産合計	1,044,885	1,030,208	1,010,481
流動負債	37,361	28,326	28,727
固定負債	588,861	581,854	561,278
うち引当金	119,843	133,240	146,950
うち借入金	213,561	178,577	148,593
負債合計	626,222	610,180	590,005
純資産合計	418,663	420,028	420,476

② 損益計算書要約

(単位:千円)

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
売上高(収益)	254,462	238,854	240,617
売上原価	0	0	0
売上総利益	254,462	238,854	240,617
販売費及び一般管理費	237,279	230,865	235,013
営業利益	17,183	7,989	5,604
経常利益	16,554	6,571	5,030
当期税引後純利益	13,368	1,364	449

令和2年度以降に利益水準が下がっている主な要因は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により一部テナントからの賃料及び共益費の減額要請に応えた影響及び令和3年12月に機械式駐車場の重大故障が発生し、それ以降の時間貸し駐車場の営業を停止している影響である。

③ キャッシュ・フローの要約

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
営業活動CF	100,304	60,438	61,173
投資活動CF	△27,135	△22,639	△4,751
財務活動CF	10,978	△24,466	△33,177
合計CF	84,147	13,333	23,245
※参考 市からの資金流入を除いたCF	△39,463	△111,055	△101,182

令和2年度以降に合計CFが下がっている主な要因は、新型コロナウィルス感染拡大に伴う営業活動CFの減少及び長期借入金の返済に伴う財務活動CFの減少影響である。また、営業活動CFの内、毎期約120百万円が長崎市からの資金流入となっているため、それを除いたCFは大きくマイナスとなっている。

④ 主な財務指標

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
流動比率	671.29	915.09	979.18
自己資本比率	40.07	40.77	41.61
借入金依存度	20.44	17.33	14.71
収入に占める市補助金比率	0	0	0
収入に占める市委託料比率	0	0	0

(10) 監査結果

① 取締役会の開催頻度について（指摘）【指8-1】

令和3年度の取締役会は以下の通り開催されている。

- ・令和3年5月11日 第119回取締役会（書面決議）
- ・令和3年5月27日 第120回取締役会（書面決議）
- ・令和4年1月31日 第121回取締役会（書面決議）

取締役会についても書面決議による方法が認められているが、決算承認等の経営に関する重要事項については会議を開催し質疑等を交わすことが望ましい。関係資料から長崎つきまち側もその重要性を認識していることはうかがわれるが、令和3年度はいずれも書面決議で実施している。取締役会については、電話会議やテレビ電話、インターネットによるチャット等による開催も可能と理解されているので²、新型コロナウイルスの感

² 江頭憲治郎 「株式会社法」（第8版）（有斐閣 2021年）435頁。

染状況により集合での開催が難しい場合にはこれらの方による開催を活用することも検討されたい。

取締役会設置会社の代表取締役は、会社法上 3 ヶ月に 1 回以上、自己の職務執行の状況を取締役会に報告しなければならないこととされている（会社法 363 条 2 項）。

会社法

（取締役会設置会社の取締役の権限）

第三百六十三条 次に掲げる取締役は、取締役会設置会社の業務を執行する。

一 代表取締役

二 (略)

2 前項各号に掲げる取締役は、三箇月に一回以上、自己の職務の執行の状況を取締役会に報告しなければならない。

令和 3 年度をみると第 119 回で定時株主総会招集の決議に伴って代表取締役の職務執行の報告がされているが、第 120 回は代表取締役選任のみ、第 122 回で事業計画の承認に伴って代表取締役の職務執行の報告がされているという状況である。したがって、長崎つきまちでは会社法上求められている 3 ヶ月に 1 回以上の代表取締役の職務執行の状況についての取締役会への報告がなされていないと判断される。個別に取締役の一部（市の商工部長）に報告がなされていても取締役会が開催されていない以上取締役会への報告があったということは出来ない。この点は法令違反であるので、3 ヶ月に 1 回以上の取締役会の開催が必要である。新型コロナウイルスの感染拡大の状況や取締役の日程調整などの都合で集合での開催が難しい場合には、電話会議やテレビ電話、インターネットによるチャット等による開催の活用を検討されたい。なお、取締役会の決議により改廃可能な内規である取締役会規則 3 条でも取締役会は 3 ヶ月に 1 回以上開催するものとされている。

② 内部規程の見直しについて（意見）【意 8-1】

長崎つきまちでは、取締役会の決議により改廃可能な「取締役会規則」、「決裁権限規程」が存在する。「取締役会規則」、「決裁権限規程」においては取締役会などの各機関の権限に関するものも含まれる。

会社における各機関の権限は、法令と異なる定めを置く場合には定款に記載がないと効力を生じない。長崎つきまちにおける「取締役会規則」、「決裁権限規程」はいずれも取締役会の決議により改廃可能なものであるため、法令に規定のない具体的な手続きに関する範囲では問題がない。したがって、法令と異なる定めを置く場合には株主総会の特別決議を経て定款変更による必要がある。特に、「取締役会規則」については平成 8 年 7 月 1 日施行とされており会社法制定前に制定されたものであるため、内容及び長崎つきまちにおける実体の運用との齟齬について確認の上で定款変更、「取締役会規則」改正の手続をとることを検討されたい。

③ 就業規則等の法改正への対応について（意見）【意 8-2】

就業規則上、身元保証書を求めることとされているが（就業規則 7 条、9 条）、極度額等に関する記載はない。

平成 29 年の民法改正（令和 2 年 4 月 1 日施行）において、個人根保証については極度額を定めないと保証契約が効力を生じないと規定されている（民法 465 条の 2）。採用時（雇用契約）における身元保証も個人根保証に該当するとされているが、長崎つきまちの就業規則には身元保証書を求めることとされているにもかかわらず（就業規則 7 条、9 条）、極度額等に関する記載はない。したがって、身元保証書等の保証契約を称する書面に極度額の記載をすべきである。

④ 一部テナントの売上金に係る現金管理代行の経済合理性（意見）【意 8-3】

メルカつきまちに入居しているテナントの内、一部のテナント（7 店舗）について、各テナントの日次の売上金を法人が一時的に預かり（金庫保管）、翌日に法人口座に入金し、半月単位で家賃等を差し引いた金額を各テナント口座に振り込むという運用を行っている（前述「(7) 経理事務の管理体制

制」参照)。

このため、当該テナントについては、長崎つきまち側で各テナントの売上金の現金管理工数が発生しているわけだが、社長にヒアリングしたところ、現金管理の代行はテナント誘致のための営業施策の一環であったため、当該追加工数分は各テナントの賃料には反映していない旨の回答を得た。また、各テナントの賃貸借契約書を閲覧したところ、長崎つきまちが各テナントの売上金の管理を行うことが明記されていた。

加えて、長崎つきまちが各テナント口座に売上金を振り込む際の振込手数料について、その半額を長崎つきまちが負担する運用となっている。こちらは賃貸借契約書に明記はされていないが、社長にヒアリングしたところ、実務慣行として当該運用を行っている旨の回答を得た。

当該現金管理代行について、監査人としては以下のように考える。

■現金管理サービスに対する対価の収受

長崎つきまちが行っている現金管理サービスについては、その扱う金額が多額であり、金庫保管や各口座への振込対応も必要となるため、一定の工数とリスクが伴うものである。このため、当該現金管理サービスについて経済合理性の観点からは対象テナントから適切な対価を收受すべきと考えられ、この観点で賃貸借契約書の見直しを行うことが望ましい。

■振込手数料の負担関係の見直し

長崎つきまちが各テナント口座に売上金を振り込む際の振込手数料については、賃料の決定に際して現金管理代行の工数が考慮されていないこと及び経済合理性の観点からいえば、現金管理を委託している各テナントが負担すべきと考えられるため、当該負担関係については、上記の現金管理サービスに対する対価とともに見直しを行うことが望ましい。

⑤ 出資の見直し含めた長崎市との関係整理の検討（意見）【意 8-4】

長崎つきまちは築町の食を活かした街づくりに資する第3セクターとして発足し、長崎市所有の土地の上にメルカつきまちを建設して当該施設の運営を行っている（前述「(2)出資の経緯及び出捐金の状況」参照）。街づくり関連業務も行ってはいるものの、現状は商業施設の運営がメインで

あり、かつ、長崎市から自立した経営を行っている状況である。

一方、メルカつきまちの一部は長崎市が賃借しており、市民生活プラザや消費者センター等の公共的なテナントも入っており、地下市場については長崎市が年間約5,000万円の多額の賃料を支払っている等、長崎市との関係が薄いとは言えない状況である。

現在の実態を踏まえると、長崎つきまちが街づくりに資するという役割を十分に果たせているかは議論の余地がある。加えて、運営しているメルカつきまちについては商業施設及び公共施設の両方の側面を持っており、今後の方向性が見えにくい状況である。(6)平成24年長崎市外郭団体等経営検討委員会最終報告書への対応状況で長崎市もこの点整理しているものの、引き続き長崎つきまちの今後の方向性を明確にしつつ、場合によつては長崎市からの出資及び賃料の見直し等を含めた長崎市との関係整理を行うことが望ましい。

⑥ 機械式立体駐車場の今後の対応検討（意見）【意8-5】

メルカつきまちに併設されている機械式立体駐車場について、1998年9月に開業し、その後度々の故障停止と修繕を繰り返してきたが、2021年12月に制御系の故障が原因で長時間停止した重大故障が発生した。当該駐車場の建設メーカーに修繕を依頼したが従前の状態に戻すことは不可能との回答を受領し、他メーカー数社にも修繕等の可否を打診したもの難しいという回答であり、今後の対応として駐車場の建替えや取り壊し等様々な選択肢を検討中の状況である。

なお、2021年12月以降、上記重大故障が原因となり時間貸し営業は停止しており、2022年10月時点では、月極営業のみ実施している。

長崎つきまちの駐車場収入及び当期純利益は以下の通りであり、今後、機械式立体駐車場の稼働がさらに低下する等した場合には法人全体として黒字を維持できず赤字となる可能性がある。また、機械式立体駐車場の稼働低下に伴いメルカつきまちの集客力にも影響する可能性がある。このため、経営安定化のためにも機械式立体駐車場の今後の対応については早急な検討が必要と考える。

※2020 年度～2022 年度の駐車場収入及び当期純利益の推移

(単位：千円)

	2020 年度	2021 年度	2022 年度(予算)
駐車場収入	18,127	14,634	9,600
当期純利益	1,364	448	5

⑦ 退職金規程の整備（意見）【意 8-6】

長崎つきまちでは、2022 年 10 月時点で従業員が全員再雇用職員であり、直近で新規採用予定もないため、退職金規程を整備していない。一方、2021 年 8 月に当時の再雇用職員が 1 名退職した際には長崎市と協議の上、月額給与等も踏まえて 50 万円の退職金を支給した。

退職金の支給対象者がいないということで退職金規程を整備していない点が直ちに問題を生じることはない。ただし、2021 年 8 月に再雇用職員の退職時に退職金を支給した点を踏まえると、今後、現在在籍している再雇用職員が退職した際にも同様に退職金の支給要否の検討が行われると想定される。職員の退職の都度退職金の支給要否から検討することは非効率と考えられるし、会社としての事務処理の統一性、従業員間の公平の観点からも好ましくない。

このため、2021 年 8 月の実例の際の考慮事項などを踏まえ、長崎市とも協議の上で退職金規程の整備を検討頂くことが望ましい。仮に退職金規程を整備頂く場合には、同じ人件費に関わる規程として給与規程等についても変更要否を検討頂くのが望ましい。なお、役員に退職時の金銭等の給付（退職慰労金）を行うには、定款に定めるか株主総会の決議が必要である（会社法 361 条 1 項）。

9. 長崎中央市場サービス(株)

(1) 出資団体の概要

長崎市は昭和 50 年 6 月 24 日、農林省（現農林水産省）から中央卸売市場の開設認可を受けて、開設者となった。長崎中央市場サービス株式会社は、当該開設に伴い、中央卸売市場の基幹機能である迅速・確実な決済を確保する必要があることから、認可者である国からの強い指導もあり、卸売業者と仲卸業者及び売買参加者間に生じる青果物取引の代金清算事務を円滑に行うこととして、昭和 50 年 8 月に設立された。設立に際しては、市場関係者のみでは資金調達が困難であったため、資本金 6,000 万円（設立時）のうち 3,000 万円を長崎市が出資したものである。その後、資本金は市場関係者の出資により増資され、現在は 6,100 万円となっており、長崎市の出資比率は 49% となった。

なお、令和 2 年 6 月 21 日施行の改正卸売市場法により、認可制から認定制となったため、農林水産省に認定申請を行い、令和 2 年 6 月 2 日に中央卸売市場の認定を受けている。

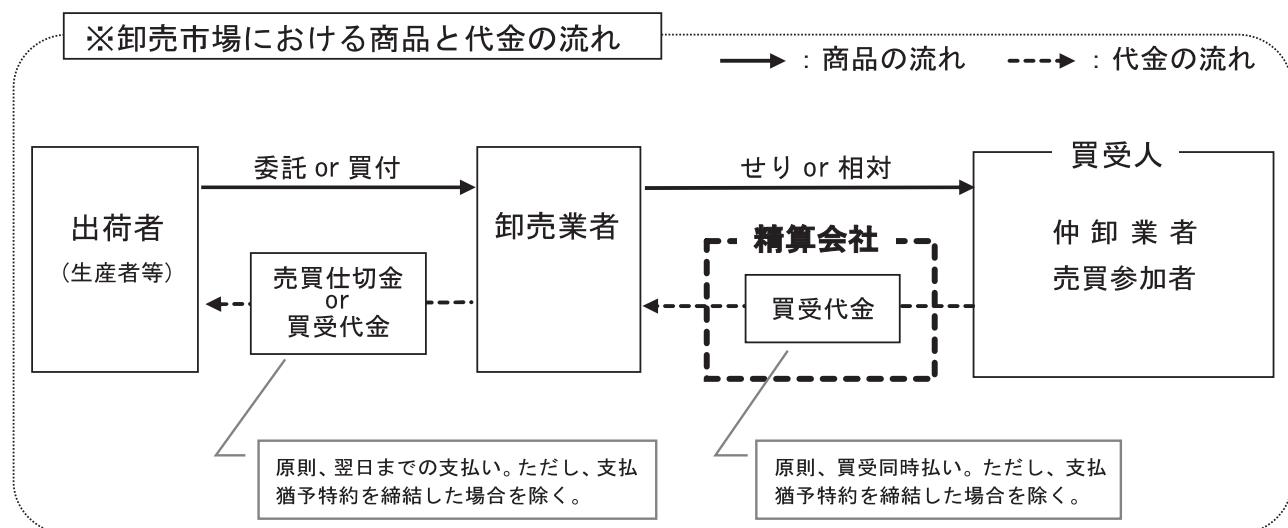
長崎中央市場サービス株式会社の主な業務内容は以下のとおりである。

- ① 長崎市中央卸売市場に関する卸売業者と仲卸業者・売買参加者間における青果物取引の代金清算代行業務
- ② 構内の清掃及び煙草、清涼飲料の販売等の委託業務
- ③ ①②の業務に附帯する一切のサービス提供業務

特に①については、出荷者への販売代金の迅速・確実な決済を行う機能を担保するため、卸売会社の円滑で安定した資金が求められ、買受人（仲卸業者・売買参加者）から販売代金の回収が確実に行われることが必要となる。そこで、買受人が卸売業者から買い受けた代金を、長崎中央市場サービス株式会社が買受人に代わり、卸売業者に短期間に一括して支払う代金精算システムを採用

している（下記図参照）。当該システムにおける細かなルール（請求期限、支払期限、連帯保証人の設定、支払いが遅滞した場合の検討、契約期間等）については、別途契約書にて定められており、円滑なシステム構築がなされている。

卸売市場における商品と代金の流れ



（出典：長崎市中央卸売市場_市場概要）

(2) 出資の経緯及び出資（出捐）金の状況

（単位：千円）

項目	内容
出資(出捐)金総額	61,000
うち市からの出資(出捐)金額	30,000
市の出資(出捐)割合	49.2%

前記(1)記載のとおり、設立時においては、資本金 6,000 万円のうち 3,000

万円を長崎市が出資し、出資比率は 50%となっていた。その後、資本金は市場関係者の出資により増資され、現在は 6,100 万円となっており、長崎市の出資比率は 49%となっている。なお、株式総発行数は現在 12 万 2,000 株（発行可能株式総数は 18 万株、定款 6 条参照）であるところ、長崎市の株式数は 6,000 株である。

(3) 役員及び職員の状況

		令和元年度		令和2年度		令和3年度	
		取締役	監査役	取締役	監査役	取締役	監査役
役員数 (人)	市職員	1	0	1	0	1	0
	市OB	0	0	0	0	0	0
	その他	9	2	9	2	8	2
職員数 (人)	市職員	0		0		0	
	市OB	0		0		0	
	その他	0		0		0	

(4) 組織の状況

代表取締役 1 名、取締役 8 名、監査役 2 名、経理事務担当者 2 名（1 名は産休中）によって構成されている。

(5) 長崎市の管理・監督状況

長崎市は長崎中央市場サービス株式会社の株主（総株式数 122,000 株のうち 60,000 株所有、議決権数の割合 49.18%）である。また、取締役にも長崎市職員が含まれている。定期的に開かれる株主総会及び取締役会を通じて、長崎中央市場サービス株式会社の運営状況を把握し、管理・監督している状況にある。

(6) 平成 24 年長崎市外郭団体等経営検討委員会最終報告書への対応状況

（出典：行政体制整備室より）

提言

<p>今後の長崎市中央卸売市場のあり方について、開設者や市場関係者で構成する長崎市中央卸売市場あり方検討委員会の議論にとどまらず、外部の有識者を含めたうえで十分に協議し、早期に精算方式や出資金の引揚げを含めて見直しを検討すること。</p>
<p>対応状況</p>
<p>公設市場において代金決済の業務を担う長崎中央市場サービス(株)は公的な性格が強く、安定した市場運営を維持するためにも同社の役割は必要と考えている。長崎市も含め市場関係事業者が出資し設立された長崎中央市場サービス(株)を中心として、「公共性」が求められる公設市場の代金決済の仕組みは長年にわたり機能しており、代金決裁の際の銀行手数料については、買受人の納付書納付、口座引落とし、銀行から長崎中央市場サービス(株)及び同社から卸売業者への口座振込の各手続きにおいて手数料無料となっている。</p> <p>出資金の引揚げや精算方式の見直しを行った場合は、銀行の取扱手数料が発生し、販売代金に転嫁され、最終的に市民の負担増につながる可能性も想定する必要がある。今後の対応としては、将来、市場の運営形態の見直しを行う時期に、附属機関である取引運営委員会において協議を行いたい。</p>

(7) 経理事務の管理体制

① 経理事務の概要

経理責任者（経理の担当役員）及び経理事務担当者 2 名（現在、1 名が産休中のため、1 名で担当している）で経理事務を行っている。

経理の担当役員は、毎月末日をもって会計帳簿における仮勘定の整理及び損益の計算を行い、報告書（貸借対照表、損益計算書など）を作成後、社長に提出している。

決算作業については、会計の締め作業を法人で行い、税金計算を顧問税理士が行っている。

② 現預金の管理体制

金銭を収納する際は、領収書を発行することとしており、収入した金銭

で銀行に預託出来るのは、遅滞なく銀行に預託するものとし、収納した預金を直接支払いに充ててはならないと定めている。なお、現在はすべて金融機関への振込み又は口座引き落としの方法により収納している。

金銭の支払については、最終受取人の捺印のある領収書を受け取らなければならぬ（ただし、銀行の発行する総合振込依頼書又は振込金受領書を以って領収書に代えることが出来る）と定めているが、支払いについてもすべて預金から直接行っているため、銀行の発行する総合振込依頼書又は振込金受領書をもって領収書に代えている。

上述のとおり、すべて預金での収納・支払いのため、現金を扱うことはない。また、銀行勘定については、毎月末日に預金通帳の写し又は当座勘定照合表により帳簿と照合し、その結果を経理の担当役員に報告を行っている。

(8) 市との取引の状況

長崎市との取引はなし。

(9) 出資団体の財務・経営状況

① 貸借対照表要約

(単位:千円)

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
流動資産	335,024	452,420	263,361
固定資産	61	61	61
その他投資資産	-	-	-
資産合計	335,085	452,481	263,423
流動負債	266,158	384,484	194,056
固定負債	-	-	-
うち引当金	-	-	-
うち借入金	-	-	-
負債合計	266,158	384,484	194,056
純資産合計	68,927	67,997	69,367

② 損益計算書要約

(単位:千円)

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
売上高(収益)	6,315	6,580	6,507
売上原価	-	-	-
売上総利益	6,315	6,580	6,507
販売費及び一般管理費	6,746	7,333	5,913
営業利益	△432	△754	593
経常利益	△425	△747	595
当期税引後純利益	△175	△930	1,370

長崎中央市場サービス株式会社では、取立受託金の金額が日々変動し、かつ、その残高も大きいため、決算日時点の取立受託金に対して計上される貸倒引当金も年度ごとに増減し、貸倒引当金繰入額（販売費および一般管理費）が発生する期もあれば、貸倒引当金戻入額（特別利益）が発生する期もある。

以下では、貸倒引当金繰入・戻入による影響を除いた場合の損益を記載している。

(単位:千円)

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当期純利益	△175	△930	1,370
貸倒引当金繰入		664	
貸倒引当金戻入	433		1,081
当期純利益（貸倒引当金繰入・戻入を除く）	△608	△266	289

令和元年度と令和2年度が赤字、令和3年度が黒字となっている要因は、令和2年度に経理事務担当者1名が退職し、新たに1名を採用したもののその1名が産休に入り、令和3年度は例年より人件費が少なくなったためである。

③ キャッシュ・フローの要約

(単位:千円)

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
営業活動CF	△6,360	7,071	△9,921
投資活動CF	-	-	-
財務活動CF	-	-	-
合計CF	△6,360	7,071	△9,921
※参考 市からの資金流入を除いたCF	-	-	-

④ 主な財務指標

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
流動比率	126%	118%	136%
自己資本比率	21%	15%	26%
借入金依存度	-	-	-
収入に占める市補助金比率	-	-	-
収入に占める市委託料比率	-	-	-

(10) 監査結果

① 退職給付引当金について（意見）【意 9-1】

長崎中央市場サービス株式会社の退職金規定によると、退職金の支給を確保するために、中小企業退職金共済事業本部（以下「中退共本部」という。）との間に退職金共済契約を締結することとしており、中退共本部から支給される退職金の額が長崎中央市場サービス株式会社の退職金規定によって算定された額より少ないとときは、その差額を会社が直接支給することとしている。

退職金規定

第4条1項 この規定による退職金の支給を確保するために、会社は当社職員を被共済者として勤労者退職金共済機構、中小企業退職金共済事業本部との間に退職金共済契約を締結する。

第4条3項 機構、中退共本部から支給される退職金の額が第7条の規定によって算出された額より少ないとときは、その差額を会社が直接支給し、機構、中退共本部から支給される額が多いときは、その額を本人の退職金とする。

第7条 退職金の支給基準は次による。

そのため、中退共本部からの支給額が退職金規定によって算定された額となる場合は会社に追加的な費用負担が生じる。また、仮に追加的な負担が見込まれる場合は、退職給付引当金の計上をする必要があると考える。

現状、中退共本部からの支給見込額及び退職金規定に基づく支給見込額

を把握していないため、金額的にどのくらいの影響があるか不明であるが、まずは金額の把握を行うことが望ましい。

② 精算手数料の料率について（意見）【意 9-2】

貸倒引当金繰入・戻入の影響を除けば、毎年当期純利益がやや赤字になる状況である。長崎中央市場サービス株式会社の主たる収入は、仲卸業者及び売買事業者が長崎中央市場サービス株式会社を通して卸売業者に売買代金の支払いをする際に、仲卸業者及び売買事業者から受け取る精算手数料（買受代金の 0.35/1000）であるが、精算手数料の料率は平成 9 年 4 月 1 日から変わっていない。

そのため、今後は卸売市場の取扱高の減少に伴い精算手数料も減少していくものと思われる。現在、資本金 61,000 千円を含め純資産は 69,336 千円あるため、赤字が累積することですぐに運営に支障をきたすことまではないと思われるが、精算手数料率の見直しも今後は検討していくことが望ましい。

③ 経理事務について（意見）【意 9-3】

通常、経理事務担当者は 2 名であるが、1 名が産休中のため現在は経理事務担当者 1 名で経理事務を行っている。会計帳簿作成などはすべて手書きで行っているため経理事務は煩雑であると思われるが、経理事務担当者は経験もあり、監査の際に確認した帳簿等は整然と記載・整理されていた。

現状、経理事務に特段問題は見られないが、長崎市が出資している法人であり利害関係者も多いため、社会的影響を鑑みると人為的ミスや不正を十分に防止できるような体制を取る必要がある点については今後もご留意頂きたい。また、新たに経理事務担当者を募集したり、現在ある業務をより効率化したりするためには、今後、システムの活用なども検討することが望ましい。

④ 株券発行及び株券不発行会社への移行について（意見）【意 9-4】

長崎中央市場サービス株式会社においては、株式譲渡につき取締役会の承認が必要とされ、また株券発行会社である（定款 7 条、8 条参照）。

この点、株主たる長崎市において株券を保管している状況は確認されたが、改めて、他株主における株券の保管状況を確認されることが望ましい。また、現在の株券発行会社から株券不発行会社に変更することにより、株券の紛失や株券の管理上のリスク、株券発行に係るコストの削減等が期待できる。

もっとも、株式所有者たる各株式会社や組合における代表取締役及び組合長は、そのいずれもが株式譲渡の承認機関たる取締役会の構成員たる取締役として選任されており、株式所有者たる各組合が取締役会の承認を得ることなく無断で譲渡することは一般的には考えにくい。この点を踏まえれば、早急に株券不発行会社に移行するまでの必要性は高いとまではいえないが、移行することによるメリットも前記の通り挙げられる。改めて、現在の株券発行会社としての状態を続ける必要があるか否かについては検討することが望ましい。

⑤ 株主名簿の作成について（意見）【意 9-5】

株主名簿は、株式会社にとって最も基本的事項である株式会社の所有者がだれであるかを確定するための帳簿であり、その作成が法律上義務付けられている（会社法 121 条）。また、株券発行会社においては、株式に係る株券を特定し株券の重複発行を避ける管理上の要請に基づき、その株券の番号を株主名簿にも記載されなければならないとされている。

しかし、長崎中央市場サービス株式会社において、株主名簿は作成されていない。この点、毎期の株主総会時において、決議事項への賛成への意思表示を兼ねた総会決議省略のために、各株主の所持株式数の状況を記したものとして「証明書」を作成している。同書面は、株主の状況を示しており、前記趣旨に沿うものではあり、事実上「株主名簿」に類似するものといえる。もっとも、今後の永続かつ安定的な経営を確保するという点に

鑑みれば、毎期の株主状況を示す書類ではなく、株券の番号等も確認のうえ法律上その作成が義務付けられている株主名簿を作成されることが望ましい。

⑥ 経営検討委員会最終報告書における提言に対する対応状況について(意見)
【意 9-6】

長崎中央市場サービス(株)の公共性や現状の銀行手数料に関する手数料無料など、安定した市場運営の維持に同社が一定以上貢献していることは間違いないと考える。ただし、近年の金融市場のデジタル化などを見るに、資金決済の手段も（一部ではすでに大きく変わっているが）今後大きな変化や多様化がなされることは容易に想像できる。その際にも長崎中央市場サービス(株)の公共性や優位性が失われないよう、企業努力をしていくことが望ましい。また、その結果、今までの公共性や優位性が保てなくなるとするのであれば、その際には今一度長崎市としては出資の引揚げ等の見直しを行うことが望ましい。

⑦ 就業規則の各規程について（意見）【意 9-7】

就業規則は、事業者とその元で働く労働者が互いを尊重しながら企業組織を運営していくためのワーク・ルールという会社の根幹を示すものであると同時に、その規定内容が明確に定められることで従業員の行動規範ともなり安定的な経営に資することになる。かかる点に示せば、その規定内容が適切であるか否かについては経営実態に照らして、改善の要否について検討すべきである。

この点、長崎中央市場サービス株式会社においては、現時点における職員数は多いものとはいえないが、それによって規則の改善の必要性がなくなるものではない。規程の在り方として、以下の点については、適用場面等において混乱を生じさせかねない側面を含んでおり、改めてその定め方等について検討されることが望ましい。

まず、欠格条項に関し以下の規定がある。

就業規則

(欠格条項)

第3条 次の各号の1に該当するものは、職員となり又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

(1) 禁治産者及び準禁治産者

この点、禁治産・準禁治産制度は既に廃止されており、平成12年施行の民法改正により成年後見制度が始まっている。さらには、成年後見制度利用者の欠格条項は、成年後見制度の利用促進を妨げるとして、公務員や法人役員といった資格や地位を失う各種法律の欠格条項を削除する一括法が2019年に成立している。あくまで民間企業である長崎中央サービス株式会社は直接的に当てはまるものではないものの、「禁治産者及び準禁治産者は職員となり又は競争試験若しくは選考を受けることができない」とする当該規定については、それを維持する必要性があるか否かを含め、検討することが望ましい。

また、身元保証に関し次の規定がある。

(身元保証)

第4条 職員に採用されたものは、所定の要式による身元保証書を提出するものとする。

かかる定めがあるものの、実際に身元保証書の作成はされていない。実体に即した規則を作成すべきであり、仮に身元保証書を作成する場合には、身元保証人の責任範囲について明記することが改正民法において定められているため、その点も踏まえる必要がある。

また、次の規定がある。

(服務基準)

第5条 職員は誠実・明朗・迅速を旨とし、業務の遂行に当っては、全力をあげて専念しなければならない。

2 職員は、関係諸規定を守りかつ上司の職務上の命令に忠実に服さなければならない。

3 職員は、その職の信用を傷つけ不名誉となるような行為をしてはな

らない。

(懲戒)

第 16 条 職員が次の各号の 1 に該当する場合は、懲戒処分として戒告・減給・停職・降任又は解雇の処分をすることができる。

- (1)業務上の義務に違反し又は義務を怠った場合
- (2)職員としてふさわしくない非行のあった場合
- (3)服務上の諸規定に違反した場合

就業規則 5 条における服務基準についてその定め方が抽象的であり、また遵守事項等の定めがない。また、16 条において懲戒規定の定めがあるものの、その懲戒事由についても定め方が抽象的にすぎる。懲戒事由の定めに該当するか否かを判断するうえで規定を具体的かつ明確に定めることは重要であり、円滑な企業運営に資することにもなる。個別事案における事情を考慮して柔軟な対応が可能になるよう、懲戒事由を一定程度まとめて定めること自体は否定されるものではないが、現在の定め方についてはその点を踏まえてもなお改善の余地があるため、検討することが望ましい。

次に、退職金に関し以下の規定がある。

退職金規定

第 3 条 1 年以上の勤続の職員が次の各項のいずれかに該当する場合は、第 7 条の基準により退職金を支給する。

2.3 略

4. 会社の都合による解雇

但し、懲戒解雇者には原則として支給しない

5. 略

第 4 条 この規定による退職金の支給を確保するために、会社は当社職員を被共済者として勤労者退職金共済機構、中小企業退職金共済事業本部との間に退職金共済契約を締結する。

退職金については、勤労者退職金共済機構中小企業退職金共済事業本部(以下「中退共」という。)との間における退職金共済契約を締結し、そ

れを退職金の原資としている（前記意見①参照）。その中において、退職金規程3条4項但書においては、「懲戒解雇者には原則として支給しない」と定めている。

この点、中退共においても、退職金を減額することができるのはあくまで厚生労働大臣の認定を受けたときである。つまり、懲戒解雇が生じた場合においても、当該規定を根拠に中退共から支払われる退職金については事業者が支払わないとする上記規定については適切なものとはいえない。かかる点も踏まえ、規程の在り方及び運用について、検討することが望ましい。

10. (株)ながさきサステナエナジー

(1) 出資団体の概要

株式会社ながさきサステナエナジー（以下、ながさきサステナエナジーといふ）は令和2年2月に長崎県内初となる、脱炭素なまちづくりを目的とした自治体新電力として誕生した。

「再生可能エネルギーの地産地消を推進し、CO₂削減を図るとともに、新たな脱炭素化事業を創出することで、地域内資金循環を促し、雇用の創出や地域活性化につながる脱炭素なまちづくりを推進すること」を企業理念に掲げている。

主な事業内容は以下の通りである。

① エネルギー供給事業

小売電気事業

小売電気事業の取引先は、全て長崎市が所有する公共施設となっている。長崎市が所有する公共施設での発電分について、経済合理性の認められる対象施設を選定して契約している。

② エネルギー利用に関する事業

エネルギー事業全般に関する役務及びサービスの提供

エネルギーコストの低減並びに分散型エネルギーに関するコンサルティング及びサービスの提供

③ 持続可能な地域づくりに資する事業

SDGs、Society 5.0、地域循環共生圏、国際環境協力に関する事業など

小売電気事業に関しては電気事業法の関係で一部を外注しているが、将来的には内製を目指しており、委託契約の内容として委託業者との勉強会の実施などを含めており内製化へ向けた取組みを行っている。

令和6年度を目標として設備取得を事業計画に組込んでおり、会計面でも設備取得のための費用を計上している。

(2) 出資の経緯及び出資(出捐)金の状況

(単位：千円)

項目	内容
出資(出捐)金総額	50,000
うち市からの出資(出捐)金額	17,500
市の出資(出捐)割合	35%

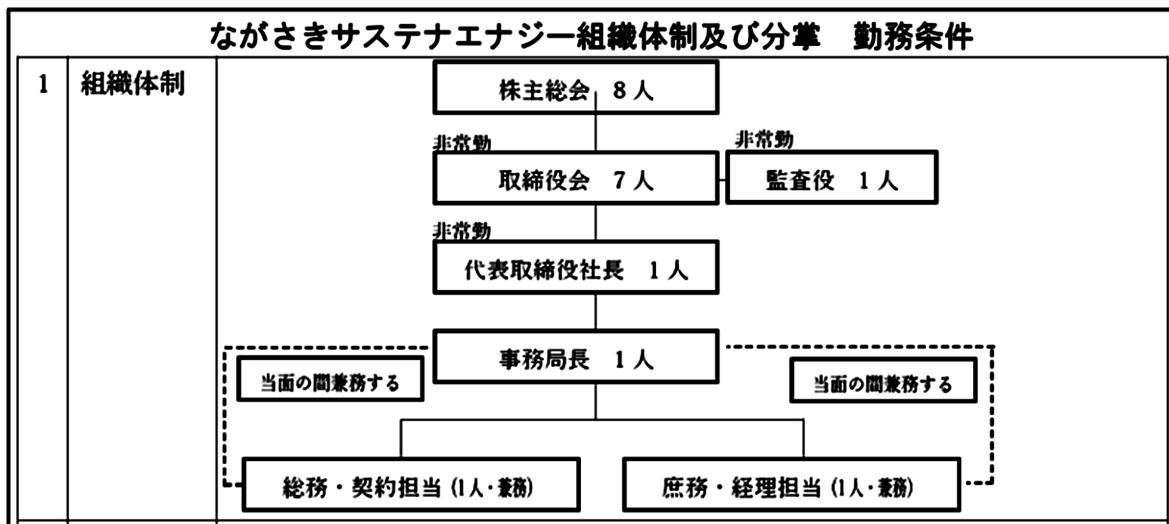
平成28年度の電力自由化を契機として自治体新電力の必要性等について検討を開始し、平成29年度の環境省の委託業務で行われた実現可能性調査や、平成30年度に長崎市が行った地域エネルギー事業体構築調査の結果から、電力の地産地消によるCO2の削減と事業の収益性があること等を確認し、実現可能であると判断し設立に至った。地元の民間関連事業者を中心に出資を募ったが、長崎市の電気事業の地産地消、CO2の削減という公益性の高さから長崎市が出資することとなった。原則として、民間事業者を中心とした運営を考えているが、長崎市として重要事項決定についてはイニシアティブをとりたいことから出資比率は株主総会における特別決議での否決が可能な33%以上を確保した。

(3) 役員及び職員の状況

		令和元年度		令和2年度		令和3年度	
		取締役	監査役	取締役	監査役	取締役	監査役
役員数 (人)	市職員			1	0	1	0
	市OB			0	0	0	0
	その他			6	1	6	1
職員数 (人)	市職員				0		0
	市OB				0		0
	その他				1		1

役員8名（取締役7名、監査役1名）で株主としての出資元から1社あたりそれぞれ1名が選任される慣行となっている。長崎市からは環境部長1名が取締役に選任されている。職員に関しては、出資元のうちの1社からの出向職員1名が事務局長を務めている。

(4) 組織の状況



役員は代表取締役を含めて非常勤となっている。

職員の事務分掌についても定められているが、事務局長が総務・契約担当、庶務・経理担当を兼任しており現状での組織運営は事務局長1名で行っているのが実態である。

(5) 長崎市の管理・監督状況

株主総会が年に1回、取締役会が年に4回程度実施されており、株主、取締役として長崎市が経営状況を把握している。

取締役会の他に出資比率の多い株主から選任された取締役3名（長崎市から選任の環境部長を含む）による幹事会を2ヶ月に1回程度（その他必要に応じて）開催し事業執行について確認を行っている。

日常業務においては、主に小売電気事業について毎月の料金計算後の費用に関して長崎市に報告しているほか、必要に応じて市からの質疑等への対応を行っている。

(6) 平成24年長崎市外郭団体等経営検討委員会最終報告書への対応状況

当該報告書後に設立された団体であるため該当なし。

(7) 経理事務の管理体制

① 経理事務の概要

社長及び経理責任者（事務局長）の2名にて経理事務を行っている。

経理責任者は、毎月末日をもって会計帳簿における仮勘定の整理及び損益の計算を行い、試算表を作成して月次の損益分析等を実施している。社長は主にリモートデスクトップにて経理状況を確認している。また、月次試算表については顧問税理士も毎月確認を行っている。

決算作業については、会計の締め作業をながさきサステナエナジーで行い、税金計算を顧問税理士が行っている。

② 現預金の管理体制

ながさきサステナエナジーの売電売上等の収入については基本的に金融機関への振込み又は口座引き落としの方法により収納している。なお、金銭を直接収納する際は、領収書を発行することとしており、収入した金銭で銀行に預託出来るものは、遅滞なく銀行に預託する運用としている。

売電仕入や外注費、経費等の支出についても基本的に金融機関への振込み又は口座引き落としの方法により支払いを行っているが、少額経費の支払い等は金銭で直接支払う場合もある。なお、金銭を直接支払う際は、最終受取人の捺印のある領収書を受け取る（ただし、領収書の入手が困難なものについては経理責任者の承認のもと、支払明細書等を以って領収書に代えることが出来る）運用としている。

上述のとおり、預金での収納・支払いがメインである一方、少額経費の支払いに備えた小口現金の保有（約5～6万円）等の現金管理も発生している。経理責任者は、預金については資金の動きをエクセルに記録し、毎月末にネットバンキングの取引明細等と照合し、現金については現金出納帳を作成し、現金が変動する度に更新し、毎月末には実査を行っている。

(8) 市との取引の状況

長崎市からは、設立時の出資金のほか、本社家賃の補助を受けている。

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
補助金			
(本社家賃の補助)	155	555	622
その他			
(設立時の出資金)	17,500	0	0

本社家賃の補助について、ながさきサステナエナジーは令和2年2月に設立したため、令和元年度と令和2年度以降では事業年度の期間の違いで金額水準が異なっている。

(9) 出資団体の財務・経営状況

① 貸借対照表要約

(単位:千円)

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
流動資産	50,022	200,388	271,798
固定資産	0	6,504	5,165
その他投資資産	675	422	422
資産合計	50,696	207,315	277,385
流動負債	711	149,372	140,441
固定負債	0	0	0
うち引当金	0	0	0
うち借入金	0	0	0
負債合計	711	149,372	140,441
純資産合計	49,985	57,942	136,944

ながさきサステナエナジーは令和2年2月に設立し、小売電気事業者として電力供給開始したのは令和2年12月のため、令和元年度と令和2年度以降では資産負債の金額水準が異なっている（損益計算書以降の財務情報も同様）。

② 損益計算書要約

(単位:千円)

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
売上高(収益)	0	211,920	808,221
売上原価	0	187,787	676,542
売上総利益	0	24,133	131,679
販売費及び一般管理費	0	18,726	18,042
営業利益	0	5,407	113,637
経常利益	0	16,557	115,076
当期税引後純利益	△15	7,957	79,001

上述のとおり、ながさきサステナエナジーが小売電気事業者として電力供給開始したのは令和2年12月であるため、令和2年度から令和3年度にかけて売上高及び営業利益等が大きく増加している。なお、令和3年度末時点の電力供給先は市内公共施設160件となっている。

③ キャッシュ・フローの要約

(単位:千円)

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
営業活動CF	0	87,494	63,095
投資活動CF	0	△7,892	△116
財務活動CF	50,000	0	0
合計CF	50,000	79,603	62,980
※参考 市からの資金流入を除いたCF	32,500	79,048	62,358

令和2年12月の電力供給開始後、令和2年度において仕入債務の決済期間が売上債権の決済期間より長期間であり売上入金が先行した影響で、利益と比較して営業キャッシュ・フローのプラスが大きくなっている。令和3年度では依然として仕入債務の決済期間が売上債権の決済期間より長期間ではあるものの、令和2年度と比較して仕入債務の決済期間が短期化した影響で、利益と比較して営業キャッシュ・フローのプラスが小さくなっている。

④ 主な財務指標

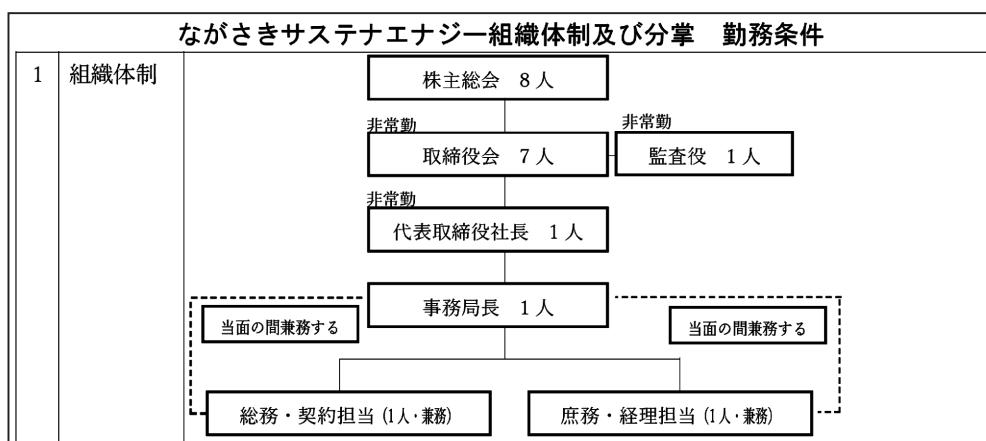
項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
流動比率	7033.2%	134.2%	193.5%
自己資本比率	98.6%	27.9%	49.4%
借入金依存度	0.0%	0.0%	0.0%
収入に占める市補助金比率	0.0%	0.3%	0.1%
収入に占める市委託料比率	0.0%	0.0%	0.0%

(10) 監査結果

① 業務執行の人員体制について（指摘）【指 10-1】

ながさきサステナエナジーの 2022 年 3 月末時点の組織体制は以下の図の通りであり、在籍従業員の 1 名（不動技研工業(株)からの出向者）が事務局長（経営計画の作成、役員との調整、事業進捗管理等）、総務・契約担当、庶務・経理担当を全て兼務している状態である。代表取締役が当該従業員の業務状況を監督する役割を担っているが、リモート及び不定期で本社に出勤したタイミングで監督する形であり、適時な監督が出来ている状況ではない。

※ながさきサステナエナジー組織体制



ながさきサステナエナジーは、長崎市が出資している株式会社であるため、通常の株式会社よりも高い水準の内部統制が求められるが、実質的に常勤の従業員 1 名で実施している状態であり、適時適切なダブルチェック等が出来る執行体制にはなっていない。業務量が多いことで従業員の負担が増すだけでなく、契約や出納関連など相対的にリスクが高い業務についても 1 名体制で執行しているため、人為的ミスや不正を十分に防止で

きる体制とはなっていない。

経理体制としても経理規程4条に従った健全な内部統制組織の確立(職務分割や牽制制度の確立等)が出来ているとは言えない状況である。

このため、人員増強を行い適時適切なダブルチェック等が出来る体制にすること、及び、デジタルツールの利用や業務の取捨選択により業務の効率化を図ること等により人為的ミスや不正を十分に防止できる適切な内部統制の整備が必要と考える。

ながさきサステナエナジー経理規程

(健全な内部統制組織の確立)

第4条 会計記録の正確性および信頼性を確保して、経理に関する不正、誤謬などを防止するため、職務を適切に分割し、業務を相互に検閲することによる牽制制度を確立しなければならない。

② 経理規程の記載について（指摘）【指10-2】

ながさきサステナエナジーの経理規程の29条及び46条～48条については以下の記載となっている。

ながさきサステナエナジー経理規程

(有価証券の評価)

第29条 2 有価証券は移動平均法に基づき、取引所の相場のあるものは低価法、その他は原価法による。ただし、取引所の相場がない有価証券のうち、価額が著しく低下したものについては、実情に則して相当の減額処理をする。

(売上の計上基準)

第46条 売上の計上基準は、原則として履行義務が充足された日とする

(売掛金の残高確認および年齢調べ)

第47条 売掛金の残高確認および年齢調べは、定期的に年2回以上行う。

(返品)

第48条 いったん売上に計上したものが返品になった場合は、取引担

当部門は商品などの受け入れを確認し、経理責任者の承認を得て、取引修正伝票の起票を行う。

ながさきサステナエナジーの経理規程の 29 条及び 46 条～48 条については以下のように考えられるため、修正等の対応が必要と考える。

29 条 2 項：有価証券の内、取引所の相場のあるものは「低価法」ではなく「時価法」が適切な評価方法であるため、記載の修正が必要と考える。

46 条：売上の計上基準として「履行義務が充足された日」と記載があるが、各収益活動で履行義務が充足された日が具体的に何を示すのかを記載することが望ましい。具体的には「エネルギー供給事業においては電力供給日とする」といった記載を追加することが考えられる。

47 条：事務局長に売掛金の残高確認（得意先に対して認識している債権金額に相違ないことを確認する手続）及び年齢調べ（債権ごとに発生時期を確認し、滞留債権の有無を確認する手續）の実施頻度について確認したところ、年 2 回の実施はしていないとの事であったため、実態に応じて記載の修正が必要と考える。

48 条：現地監査を行った 2022 年 11 月時点で主な売上はエネルギー供給事業における売電売上等であり、返品が発生するよう商材は扱っていない。このため、返品が起こり得る商材を扱うようになるまでは、当該条項は削除することが望ましい。

③ 株主総会の開催、実施方法について（意見）【意 10-1】

新型コロナウイルス感染拡大に配慮し、株主総会を現地、Web 併用型で行っており、代表者のみ現地参加、それ以外の取締役、監査役は Web 参加で実施している。議決権の行使に関しては、現地出席者以外の各株主は委任状により議決権を行使しているが、Web 参加の役員（株主の代表者も兼任）を受任者とする委任状を提出している株主も存在した。

株主総会が招集決定のための取締役会と同日開催されている。

株主総会は議事録のほか、別に発言要旨（逐語訳）を作成している。発言要旨の作成にあたっては、外注等によらず事務局長が他の業務と並行してではあるが反訳作業を 2～3 日かけて行っている。

新型コロナウイルス感染拡大への対応として、現地参加によらないいわゆるバーチャル株主総会を利用する動きがある。ながさきサステナエナジーで行われているのは、株主総会開催地におけるリアルでの株主総会に加えて Web 配信が行われており、現地参加者に加えて Web 参加者（Web 参加者への委任状を含む）からの議決権行使も認めるものであり、ハイブリッド型株主総会の出席型と呼ばれるものである³。株主の議決権行使について、現地参加の代表取締役を受任者とする委任状による議決権行使に関しては特段の問題を生じないが、Web 参加者を受任者とする委任状に関しては注意を要する。すなわち、会社側としては開催場所と株主との間で情報伝達の双方向性と即時性が確保されていることが必要であることから、サイバー攻撃や大規模障害等による通信手段の不具合（以下、「通信障害」という）が発生する可能性に備えた準備が必要であるし、株主総会の招集にあたっても株主に技術面での対策及び議決権行使にあたってのリスク等について説明することが必要である。本件では定款（19 条 1 項）によって株主総会の普通決議の定足数はないこととされているため、仮に Web 参加者及び Web 参加者を受任者とする議決権行使が通信障害により無効と判断されたとしても株主総会の効力としては直ちに違法の問題を生じないが、Web 参加者を受任者とする委任状に関しては上に指摘した点について自覚的に運用され、株主にも告知されることが望ましい。

ながさきサステナエナジー 定款

（決議）

第 19 条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 （以下、略）

³ 経済産業省 「ハイブリッド型バーチャル株主総会の実施ガイド」を策定しました」参照。

<https://www.meti.go.jp/press/2019/02/20200226001/20200226001.html>

株主総会が招集決定のための取締役会と同日開催されている点について、ながさきサステナエナジーでは、書面または電磁的方法による議決権の行使を認める場合には株主総会の 2 週間前までに招集通知を発送すると規定されている（会社法 299 条 1 項、定款 16 条 3 項）。他方で、株主全員の同意があれば株主総会の招集を省略できる旨の規定もあるが（会社法 300 条、定款 17 条）、書面、電磁的方法による議決権の行使を認める場合は同規定では招集手続きの省略が認められない。結果としてはながさきサステナエナジーでは取締役の選出母体と株主が一致しており、各株主が目的事項を了知した上で全員出席となっているため違法の問題は生じないが（最高裁判例昭和 60 年 12 月 20 日参照）、今後株主又は役員構成の変更、バーチャル株主総会での通信障害のリスクなどを考えると株主総会招集通知を事前発送するのが望ましい。

会社法

（株主総会の招集の通知）

第二百九十九条 株主総会を招集するには、取締役は、株主総会の日の二週間（前条第一項第三号又は第四号に掲げる事項を定めたときを除き、公開会社でない株式会社にあっては、一週間（当該株式会社が取締役会設置会社以外の株式会社である場合において、これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間））前までに、株主に対してその通知を発しなければならない。

2 （以下、略）

（招集手続の省略）

第三百条 前条の規定にかかわらず、株主総会は、株主の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。ただし、第二百九十八条第一項第三号又は第四号に掲げる事項を定めた場合は、この限りでない。

ながさきサステナエナジー 定款

（招 集）

第 16 条 ながさきサステナエナジーの定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から 3 ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に隨時これを招集する。

2 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により社長がこれを招集する。社長に事故があるときは、あらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれを招集する。

3 株主総会を招集するには、会日より 1 週間前までに、議決権を有する各株主に対して招集通知を発するものとする。ただし、会社法第 298 条第 1 項第 3 号又は第 4 号に掲げる事項を定めた場合には、会日の 2 週間前までに発するものとする。

(招集手続の省略)

第 17 条 株主総会は、その総会において議決権を行使することができる株主全員の同意があるときは、会社法第 298 条第 1 項第 3 号又は第 4 号に掲げる事項を定めた場合を除き、招集手続を経ることなく開催することができる。

株主総会の記録については法令上議事録が作成、保存されていれば足りる（会社法 318 条 1～3 項）。ながさきサステナエナジーでは、株主総会議事録のほか別に発言要旨（逐語訳）を作成しているが、これはもっぱら社内での便宜に供するものであり、義務付けられたものではない。ながさきサステナエナジーでは取締役の選出母体と株主が一致しており株主総会、取締役会での情報共有がしやすい状況にあるので発言要旨（逐語訳）まで作成する必要性について業務の効率化の観点から再検討されたい。また、監査結果①でも指摘した通り、ながさきサステナエナジーは専任の従業員 1 名が事務局長、総務・契約担当、庶務・経理担当を全て兼務している状況であり、発言要旨（逐語訳）の作成を継続するのであれば、業務負担軽減の観点からは反訳業者などへの外注や人員の増加を検討することが望ましい。

会社法

(議事録)

第三百十八条 株主総会の議事については、法務省令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 株式会社は、株主総会の日から十年間、前項の議事録をその本店に備え置かなければならぬ。

3 株式会社は、株主総会の日から五年間、第一項の議事録の写しをその支店に備え置かなければならぬ。ただし、当該議事録が電磁的記録をもって作成されている場合であつて、支店における次項第二号に掲げる請求に応じることを可能とするための措置として法務省令で定めるものをとっているときは、この限りでない。

4 (以下、略)

④ 取締役会の開催、実施方法について（意見）【意 10-2】

取締役会について、Web、現地のハイブリッド形式で実施されている。

一部、出席できない取締役の代わりに選定元会社の従業員、市役所職員もWeb参加している。決議に際して、議場閉鎖（取締役以外の者の現地開催場所からの退席、Webの切断）は特にしていない。

取締役会については、電話会議やテレビ電話、インターネットによるチャット等による開催も可能と理解されているため⁴、開催形式自体は問題がない。

出席できない取締役の代わりに選定元会社、市役所職員もWeb参加している点について、取締役会に取締役以外の者が参加すること自体は禁止されていない。他方で、取締役会においては、取締役の専門性や個人との間の信頼関係を背景にしていることから議決権の代理行使は認められない⁵。出席できない取締役の選定元会社の従業員、市役所職員が実質的に取締役会での議決権の代理行使をしていると見られないと、議場閉

⁴ 相澤哲=葉玉匡美=郡谷大輔編著「論点解説 新会社法」（商事法務、2006）362頁～363頁。

経済産業省 「ハイブリッド型バーチャル株主総会の実施ガイド」4頁。
<https://www.meti.go.jp/press/2019/02/20200226001/20200226001-2.pdf>

⁵ 江頭憲治郎 「株式会社法（第8版）（有斐閣 2021年）435頁。

鎖（取締役以外の者の現地開催場所からの退席、Web の切断）や取締役以外の者について議決権が認められることの注意喚起を行うことが望ましい。

⑤ 就業規則等の労働関係諸規定について（指摘）【指 10-3】

ながさきサステナエナジーでは、労働者（従業員）一般に適用される就業規則と、パートタイム労働者に適用されるパートタイム労働者就業規則が存在するが、解雇理由や懲戒事由などに関して、規程の内容が異なっている。

就業規則は、事業者とその元で働く労働者が互いを尊重しながら企業組織を運営していくためのワーク・ルールという会社の根幹を示すものであると同時に、その規定内容が明確に定められることで従業員の行動規範ともなり安定的な経営に資することになる。かかる点に示せば、その規定内容が適切であるか否かについては経営実態に照らして、改善の要否について検討すべきである。

さらに、通常の（無期フルタイム）労働者と短時間、有期雇用労働者については、待遇の性質・目的に照らして適切と見られる事情を考慮して、不合理と認められる相違を設けてはならない（短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（以下、パート有期法という）8条）。

パート有期法

(不合理な待遇の禁止)

第八条 事業主は、その雇用する短時間・有期雇用労働者の基本給、賞与その他の待遇のそれぞれについて、当該待遇に対応する通常の労働者の待遇との間において、当該短時間・有期雇用労働者及び通常の労働者の業務の内容及び当該業務に伴う責任の程度（以下「職務の内容」という。）、当該職務の内容及び配置の変更の範囲その他の事情のうち、当該待遇の性質及び当該待遇を行う目的に照らして適切と認められるものを考慮して、不合理と認められる相違を設けてはならない。

パート有期法 8 条の規定の趣旨から、待遇の性質・目的に照らして雇用

期間の有無や労働時間によって相違を設けることが不合理であるとの判断が比較的容易な懲戒事由について以下の点が指摘できる。

ながさきサステナエナジー 就業規則

(懲戒の事由)

第 49 条 労働者が次のいずれかに該当するときは、情状に応じ、けん責、減給又は出勤停止とする。

- ① 正当な理由なく無断欠勤したとき。
- ② 正当な理由なくしばしば欠勤、遅刻、早退をしたとき。
- ③ 過失により会社に損害を与えたとき。
- ④ 素行不良で社内の秩序及び風紀を乱したとき。
- ⑤ 第 12 条、第 12 条、第 13 条、第 14 条、第 15 条に違反したとき。
- ⑥ その他この規則に違反し又は前各号に準ずる不都合な行為があったとき。

2 労働者が次のいずれかに該当するときは、懲戒解雇とする。ただし、平素の服務態度その他情状によっては、第 36 条に定める普通解雇、前条に定める減給又は出勤停止とすることがある。

- ① 重要な経歴を詐称して雇用されたとき。
- ② 正当な理由なく無断欠勤が 14 日以上に及び、出勤の督促に応じなかつたとき。
- ③ 正当な理由なく無断でしばしば遅刻、早退又は欠勤を繰り返し、再三の注意を受けても改めなかつたとき。
- ④ 正当な理由なく、しばしば業務上の指示・命令に従わなかつたとき。
- ⑤ 故意又は重大な過失により会社に重大な損害を与えたとき。
- ⑥ 会社内において刑法その他刑罰法規の各規定に違反する行為を行い、その犯罪事実が明らかとなったとき（当該行為が軽微な違反である場合を除く。）。
- ⑦ 素行不良で著しく社内の秩序又は風紀を乱したとき。
- ⑧ 数回にわたり懲戒を受けたにもかかわらず、なお、勤務態度等に關し、改善の見込みがないとき。
- ⑨ 第 12 条、第 12 条、第 13 条、第 14 条、に違反し、その情状が悪

質と認められるとき。

- ⑩ 許可なく職務以外の目的で会社の施設、物品等を使用したとき。
- ⑪ 職務上の地位を利用して私利を図り、又は取引先等より不当な金品を受け、若しくは求め若しくは供応を受けたとき。
- ⑫ 私生活上の非違行為や会社に対する正当な理由のない誹謗中傷等であって、会社の名誉信用を損ない、業務に重大な悪影響を及ぼす行為をしたとき。
- ⑬ 正当な理由なく会社の業務上重要な秘密を外部に漏洩して会社に損害を与え、又は業務の正常な運営を阻害したとき。
- ⑭ その他前各号に準ずる不適切な行為があったとき。

ながさきサステナエナジー パートタイム労働者就業規則

(懲戒の事由)

第 47 条 パートタイム労働者が次のいずれかに該当するときは、けん責、減給又は出勤停止とする。

- ① 正当な理由なく無断欠勤したとき
- ② 正当な理由なくしばしば欠勤、遅刻、早退をするなど勤務に熱心でないとき
- ③ 過失により会社に損害を与えたとき
- ④ 素行不良で会社内の秩序又は風紀を乱したとき
- ⑤ 会社内において、性的な言動によって他人に不快な思いをさせたり、職場の環境を悪くしたとき
- ⑥ 会社内において、性的な関心を示したり、性的な行為をしきたりして、他の従業員の業務に支障を与えたとき
- ⑦ その他この規則に違反し、又は前各号に準ずる不適切な行為があつたとき

2 パートタイム労働者が次のいずれかに該当するときは、懲戒解雇とする。

- ① 正当な理由なく無断欠勤 14 日以上に及び、出勤の督促に応じないとき

- ② 正当な理由なく欠勤、遅刻、早退を繰り返し、再三の注意を受けても改めないとき
- ③ 会社内における窃取、横領、傷害等刑法犯に該当する行為があったとき、又はこれらの行為が会社外で行われた場合であっても、それが著しく会社の名誉若しくは信用を傷つけたとき
- ④ 故意又は重大な過失により会社に損害を与えたとき
- ⑤ 素行不良で著しく会社内の秩序又は風紀を乱したとき
- ⑥ 職責を利用して交際を強要したり、性的な関係を強要したとき
- ⑦ 重大な経歴詐称があったとき
- ⑧ その他この規則に違反し、又は前各号に準ずる不適切な行為があつたとき

一般的な順守事項等について、通常の就業規則（1項5号）では別途の条項（11～15条）で定めたうえでこの違反を懲戒事由としているのに対し、パートタイム労働者就業規則では別途の条項はなく懲戒事由（1項5号6号）、懲戒解雇事由（2項6号）として具体的に記載されるにとどまっており統一されていない。なお、就業規則中「第12条、第12条、第13条、第14条、第15条に違反したとき」とあるのは、「第11条、第12条、第13条、第14条、第15条に違反したとき」の誤記と見られる。

業務命令違反について、通常の就業規則（2項4号）では懲戒解雇事由として明記されているのに対し、パートタイム労働者就業規則では懲戒事由としても懲戒解雇事由としても記載がない。

刑罰法令違反について、通常の就業規則では懲戒解雇事由として勤務内での刑罰法令違反（2項6号）と勤務外（2項12号）の行為を別途規定しているのに対し、パートタイム労働者就業規則では懲戒解雇事由として勤務内外を問わず刑罰法令違反（2項3号）を規定している。

会社の設備備品の無断使用に関し、通常の就業規則では懲戒解雇事由（2項10号）として明記されているが、パートタイム労働者就業規則では言及がない。また、会社の設備備品の無断使用については、通常の就業規則の一般的順守事項（11条1号）にも定められており、規程の重複も

見られる。

職務上の地位を利用した経済的不正行為について、通常の就業規則（2項11号）では懲戒解雇事由とされているのに対し、パートタイム労働者就業規則では言及がない。

同じ趣旨で解雇事由についても以下の点が指摘できる。

ながさきサステナエナジー 就業規則

(解雇)

第36条 労働者が次のいずれかに該当するときは、解雇することがある。

- ① 勤務状況が著しく不良で、改善の見込みがなく、労働者としての職責を果たし得ないとき。
 - ② 勤務成績又は業務能率が著しく不良で、向上の見込みがなく、他の職務にも転換できない等就業に適さないとき。
 - ③ 業務上の負傷又は疾病による療養の開始後3年を経過しても当該負傷又は疾病が治らない場合であって、労働者が傷病補償年金を受けているとき又は受けたこととなったとき（会社が打ち切り補償を支払ったときを含む。）。
 - ④ 精神又は身体の障害により業務に耐えられないとき。
 - ⑤ 試用期間における作業能率又は勤務態度が著しく不良で、労働者として不適格であると認められたとき。
 - ⑥ 第49条第4項に定める懲戒解雇事由に該当する事実が認められたとき。
 - ⑦ 事業の運営上又は天災事変その他これに準ずるやむを得ない事由により、事業の縮小又は部門の閉鎖等を行う必要が生じ、かつ他の職務への転換が困難なとき。
 - ⑧ その他前各号に準ずるやむを得ない事由があったとき。
- 2 前項の規定により労働者を解雇する場合は、少なくとも30日前に予告をする。予告しないときは、平均賃金の30日分以上の手当を解雇予告手当として支払う。
- ただし、予告の日数については、解雇予告手当を支払った日数だけ短縮

することができる。

3 前項の規定は、労働基準監督署長の認定を受けて労働者を第 49 条第 48 条第 1 項第 4 号に定める懲戒解雇にする場合又は次の各号のいずれかに該当する労働者を解雇する場合は適用しない。

① 日々雇い入れられる労働者（ただし、1か月を超えて引き続き使用されるに至った者を除く。）

② 2か月以内の期間を定めて使用する労働者（ただし、その期間を超えて引き続き使用されるに至った者を除く。）

③ 試用期間中の労働者（ただし、14 日を超えて引き続き使用されるに至った者を除く。）

4 第 1 項の規定による労働者の解雇に際して労働者から請求のあつた場合は、解雇の理由を記載した証明書を交付する。

ながさきサステナエナジー パートタイム労働者就業規則

(解雇)

第 35 条 パートタイム労働者が、次のいずれかに該当するときは解雇する。この場合において、少なくとも 30 日前に予告をするか又は予告に代えて平均賃金の 30 日分以上の解雇予告手当を支払う。

① 勤務成績又は業務能率が著しく不良で、向上の見込みがなく、他の職務にも転換できない等、就業に適さないと認められたとき

② 業務上の負傷又は疾病による療養の開始後 3 年を経過しても当該負傷又は疾病が治らない場合であって、パートタイム労働者が傷病補償年金を受けているとき又は受けこととなったとき(会社が打切り補償を支払ったときを含む。)

③ 身体又は精神に障害がある場合で、適正な雇用管理を行い、雇用の継続に配慮してもなお業務に耐えられないと認められたとき

④ 事業の運営上やむを得ない事情又は天災事変その他これに準ずるやむを得ない事情により、事業の継続が困難となったとき又は事業の縮小・転換又は部門の閉鎖等を行う必要が生じ、他の職務に転換させることが困難なとき

- ⑤ その他前各号に準ずるやむを得ない事由があるとき
- 2 前項の予告の日数は、平均賃金を支払った日数だけ短縮する。
- 3 パートタイム労働者が、解雇の予告がされた日から退職の日までの間に当該解雇の理由について証明書を請求した場合は、遅滞なくこれを交付する。

解雇を行うのかの判断について通常の就業規則（頭書き）が使用者の裁量を認める規程となっているのに対して、パートタイム労働者就業規則（頭書き）では解雇事由に該当した場合には使用者に解雇を行わない裁量が認められていないかのような規程となっている。

精神又は身体の障害がある場合について、通常の就業規則（1項4号）が要件該当性のみの規程となっているのに対して、パートタイム労働者就業規則（1項3号）では「適正な雇用管理を行い、雇用の継続に配慮しても」との使用者側の配慮措置を経ることが要件として加重されている。

懲戒解雇の場合について、通常の就業規則（1項6号）が別途懲戒解雇の規定によることを明記しているのに対して、パートタイム労働者就業規則では言及がなく独立して懲戒解雇に関する規定（47条2項）が存在する。

解雇予告手当の支払対象について、通常の就業規則（3項1、2号）がそもそも適用対象とならない日雇い労働者、2ヶ月以内の有期労働者に言及している。

懲戒事由、懲戒解雇事由については、待遇の性質・目的に照らして雇用期間の有無や労働時間によって差異を設けることに合理性のない事項であるため、パート有期法の趣旨から統一すべきである。他の待遇に関しても、同様の検討を行い統一すべき部分に関する規定を修正するべきである。

なお、有期雇用からの無期転換者に対する就業規則の適用について、パートタイム労働者就業規則44条3項で無期転換後により「期間の定めのない労働契約での雇用に転換した後も引き続き適用する」と規定されているが、適用対象を明確化するため2条の「パートタイム労働者」の定義に「（採用時に雇用期間の定めがあり、44条1項の規定により期間の定めが

ないこととなった者を含む)」といった記載を追加し明確化することが望ましい。

⑥ ながさき出島インキュベータ入居者補助金について（意見）【意 10-3】

ながさきサステナエナジーが本社を置くながさき出島インキュベータについては、入居から 5 年間は長崎市から家賃補助金が交付され、ながさきサステナエナジーも当該補助金の交付を受けている（令和元年度から令和 3 年度までの補助金の金額は「(7)市との取引の状況」参照）。

ながさきサステナエナジーは令和 2 年 2 月に設立された新興企業であり、長崎市の補助金交付の要件を満たしているのであれば、補助金の交付を受けること自体に問題はない。

ただし、「(2)出資の経緯及び出捐金の状況」及び「(8)出資団体の財務・経営状況」に記載の通り、ながさきサステナエナジーは長崎市から 35% の出資を受けている企業であり、電力供給先を開拓する際の長崎市のバックアップもあり令和 3 年度には当期純利益 7,900 万円を計上している状況である。

ながさき出島インキュベータにおける家賃補助金は、当該施設に入居するスタートアップ企業の資金繰り等を支援する目的があることを踏まえれば、出資や電力供給先の斡旋等で既に長崎市から支援を受け、かつ、設立 3 年目で一定の利益を計上しているながさきサステナエナジーが当該補助金交付を受けるべきか否かは長崎市の資源配分の観点から検討の余地があるようと思われる。

⑦ 予定損益計算書の精度について（意見）【意 10-4】

ながさきサステナエナジーでは、令和 2 年 2 月設立以後、毎期首に事業計画書及び予定損益計算書を作成し、毎期末に予実差異の分析を行っている。令和 2 年度及び令和 3 年度の予実差異は以下の通りである。

■令和 2 年度及び令和 3 年度の予実比較（単位：千円）

項目	令和 2 年度			令和 3 年度		
	予算	実績	差異	予算	実績	差異
売上高	399,202	211,919	△187,283	526,878	808,220	281,342
売上原価	336,828	187,786	△149,042	456,364	676,542	220,178
売上総利益	62,374	24,133	△38,241	70,514	131,678	61,164
販売管理費	22,756	18,725	△4,031	23,886	18,041	△5,845
営業利益	39,618	5,408	△34,210	46,628	113,637	67,009

ながさきサステナエナジーへの現地往査時に事務局長に上記差異要因を確認したところ、以下の回答を得た。

令和 2 年度：想定より電力供給先が開拓できず、売上及び利益ともに予算未達。

令和 3 年度：令和 2 年度の実績を基に予算を策定したが、令和 3 年度は反対に想定以上に電力供給先の開拓が進んだ影響で売上及び利益ともに予算達成。

また、令和 4 年度以降は電力供給先が大きく増えることは想定しておらず売上も安定するため、予実差異は徐々に縮まっていく見込みである旨の回答も得た。

ながさきサステナエナジーについては設立間もない企業であり、令和 2 年度及び令和 3 年度は電力供給先の開拓フェーズであったことを踏まえれば、予算の見込みが難しく、結果として予実差異が生じてしまったことは、やむを得ない部分もあったと考える。

ただし、事業活動を行う上で売上、費用、資金等のコントロールを行うためには精度の高い予算の策定が必要であり、多額の予実差異が発生した場合には詳細な要因分析を行い、翌期予算策定に反映する等のプロセスも必要であるため、令和 3 年度までの経験及び今後の事業拡大の見込等を踏まえ、令和 4 年度以降は予算の精度向上に努めて頂きたい。

以上